

西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-3：心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	西東京市中心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例（平成27年西東京市条例第56号）別表第1第6の項 西東京市中心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第1条	西東京市中心身障害者福祉手当条例 第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、心身障害者（以下「障害者」という。）について心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>西東京市中心身障害者福祉手当条例西東京市中心身障害者福祉手当条例施行規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号</p>	<p>西東京市中心身障害者福祉手当条例 第4条</p>
<p>事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>西東京市中心身障害者福祉手当条例 第4条の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号ト</p>	<p>西東京市中心身障害者福祉手当条例 第2条第1号のア、ウ、第3条</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>	<p>身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p>
特定個人情報2		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ</p>	<p>西東京市中心身障害者福祉手当条例 第3条第2号</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>市町村長</p>	<p>市町村長</p>

③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	西東京市中心身障害者福祉手当条例 第3条第2号のイ、第13条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2017年08月29日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	